ACSES ニュースレター_２０４３号（2021 年 2 月 26 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:除雪機についての注意喚起、リコール製品で火災等〈消費者庁〉
・慶大生ら詐欺容疑で再逮捕、島根　コロナ給付金で、松江署〈Web 報道〉
・名古屋大の別論文も撤回　データに誤り〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・爆発火災データベースの公開（第 6 次）〈労働安全衛生総合研究所〉
□大災害、原発事故対策
[東日本大震災]
・震災火災、消火栓使用は 25%　断水・がれきで機能せず〈Web報道〉
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２２４報）〈厚生労働省〉
・事故後の福島、イメージ「回復」50%　共同世論調査〈新聞報道〉
[大震災対策]
・20 都府県が「足りるか不明」　災害時の仮設住宅〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇マスク
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
[3] 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 40 号）〈官報〉
[4] 大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税に関する調査において、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについて仮決定しました〈経済産業省〉
◇大韓民国産炭酸カリウムについて関税定率法第八条第八項及び第九項に規定する事実を推定することを決定した件（財務省告示第 45 号）〈官報〉
[5] 化学物質管理の IPCC にあたる科学と政策をつなぐ新たな国際組織が必要ではないか～複雑な組織の限界を超える政策のための支援が重要～〈国立環境研究所〉
[6] 健康安全
◇不安高まる若者の「望まない孤独」…過去最多の自殺、コロナ禍で政府が対策強化〈新聞報道〉
[7] 農薬
◇農薬「マンジプロパミド」、「キャプタン」、「プロシミドン」、及び「メタミホップ」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[8] 食品安全衛生関係
◇食品安全情報（化学物質）　No.04（2021.02.17）を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉
[9] 温暖化対策関係
◇令和３年度の「家庭部門の CO2 排出実態統計調査」に向けた調査協力依頼の実施について〈環境省〉

三極（ミツマタ）

[10] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　　５件
[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　　14 件　　[開催記録、報告、資料等]　　６件
[12] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：７件
[付録]
◇ワクチン３７・５度「不適当」　厚労省通知　基礎疾患ある要注意者は慎重接種<Web 報道>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:除雪機についての注意喚起、リコール製品で火災等(エアコン(室外機))
＜消費者庁　2021 年 2 月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023243/
　　https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210224_01.pdf
特記事項:
　●除雪機についての注意喚起
　●ダイキン工業株式会社が製造したエアコン(室外機)のリコール(無償点検・改修)
１．ガス機器・石油機器に関する事故：２件
　（うち石油ストーブ（開放式）２件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：４件
　（うち携帯電話機（スマートフォン）１件、タブレット端末１件、ノートパソコン１件、
　エアコン（室外機）１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：10 件
　（うちノートパソコン１件、扇風機（充電式、携帯型）１件、エアコン（室外機）１件、
　除雪機（歩行型）１件、タブレット端末１件、電動アシスト自転車１件、エアコン１件、
　ライター（使い切り型）１件、床材（木製）１件、リチウム電池内蔵充電器（喫煙具用）１件）

・慶大生ら詐欺容疑で再逮捕、島根　コロナ給付金で、松江署
＜共同通信　2021 年 2 月 23 日＞　https://this.kiji.is/736836840446541824?c=39546741839462401
　島根県警松江署は 23 日、国の新型コロナウイルス対策の持続化給付金を詐取したとして、詐欺容疑で東京都港区の慶応大 4 年、鶴岡嵩大容疑者（22）＝同罪で起訴＝と愛知県春日井市の会社員、田中幸一容疑者（22）を再逮捕した。鶴岡容疑者はプロ野球南海（現ソフトバンク）監督を務めた故鶴岡一人氏の孫。慶大野球部で活動していた。
　再逮捕容疑は、田中容疑者が紹介した岡山市の男子大学生に、鶴岡容疑者が不正申請を指南。昨年 7 月 27 日に中小企業庁から給付金 100 万円を大学生の口座に振り込ませて詐取した疑い。
　両容疑者が関与した給付金の不正受給額は計 1 千万円以上とみられる。

・名古屋大の別論文も撤回　データに誤り
＜共同通信　2021 年 2 月 23 日＞　https://this.kiji.is/736815447459741696?c=39546741839462401
　米化学会誌は 23 日までに、名古屋大トランスフォーマティブ生命分子研究所の伊丹健一郎教授らのチームの論文を撤回したと明らかにした。一部の実験データに再現性がなく、誤った内容も含まれているためという。19 日付の電子版で撤回した。
　論文は、次世代の炭素材料として注目される「グラフェンナノリボン」の合成技術に関するもの。昨年 1 月に掲載され

た。

伊丹教授のチームを巡っては、英科学誌ネイチャーに発表した論文の実験データに疑義があるとして、昨年 11 月にも撤回されている。名古屋大は調査委員会を設置し、研究不正の有無などを調べている。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・**爆発火災データベースの公開（第６次）**

＜労働安全衛生総合研究所(JNIOSH)　2021 年 2 月 18 日＞

https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/houkoku_2020_05.html

---

□***大災害、原発事故対策***

[東日本大震災]

・**震災火災、消火栓使用は 25%　断水・がれきで機能せず**

＜共同通信　2021 年 2 月 22 日＞　https://www.tokyo-np.co.jp/article/87571/

https://news.yahoo.co.jp/articles/e840ba90792383c581e1520e7bdef172dc07c4c6

東日本大震災の影響で発生した火災 153 件のうち、主な消火用水源に消火栓が使われたのは約 25%だったことが 22 日、総務省消防庁への情報開示請求で分かった。平常時の火災より 15 ポイント超低い。消火活動の主力なのに、断水やがれきの下敷きで使えなかったケースが多いといい、専門家は「耐震性の高い防火水槽や水道施設の整備強化が必須だ」と指摘している。

開示資料の分析は、東京理科大火災科学研究所の関沢愛教授に依頼。2011 年 3 月 11 日～5 月の間に、余震の影響も含め建物、車両などの火災が 330 件確認され、このうち消防が放水した 153 件で、主に使われた水源を調べた。

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２２４報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16617.html

１　自治体の検査結果

青森県、岩手県、宮城県、仙台市、栃木県、埼玉県、千葉県、文京区、江東区、横浜市、川崎市、新潟県、山梨県、大阪市、奈良県、徳島県、香川県

※ 基準値超過　１件

No.262　宮城県産　イノシシ肉　(Cs： 120 Bq/kg)

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　なし

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※ 基準値超過　なし

・事故後の福島、イメージ「回復」50%　共同世論調査

＜朝日新聞　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP2R6WRVP2PUGTB00S.html

朝日新聞社と福島放送（KFB）が行った福島県民対象の世論調査（電話）では、東京電力福島第一原発事故前の「福島」のイメージが「回復した」と「回復していない」はほぼ半々だった。県などは風評対策に力を入れてきたが、傷ついたイメージの回復が途上であることが浮き彫りとなった。

・「水素爆発はしないって言ったじゃないですか」東電が官邸に出していた原発事故“隠蔽”の要請とは

『フクシマ戦記 上 10 年後の「カウントダウン・メルトダウン」』より＃２

＜文春オンライン　2021 年 2 月 24 日＞　https://bunshun.jp/articles/-/43062

[大震災対策]

・20 都府県が「足りるか不明」　災害時の仮設住宅

＜共同通信　2021 年 2 月 23 日＞　https://this.kiji.is/736844189944250368?c=39546741839462401
　大規模災害時に建設したり、民間住宅を借り上げたりして被災者に提供する応急仮設住宅の戸数が足りているか「分からない」とする自治体が 20 都府県に上ることが 23 日、共同通信のアンケートで分かった。3 月で発生 10 年となる東日本大震災では建設用地の確保や戸数の精査が難航。国は事前準備を促すが、災害発生前に住宅被害の規模を想定するのは難しいと考える自治体が多かった。
　アンケートは昨年 12 月～今年 1 月に実施。最も大きな住宅被害を想定する災害を念頭に尋ねた。
　「分からない」と回答したのは栃木や長野、岡山など 20 都府県。東京都は「被災の状況を踏まえて提供する」とした。
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(2 月 24 日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働省　2021 年 2 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16970.html
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について
＜厚生労働省　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=lW1rzSPqHogT_WcHY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 2 月 24 日版）
＜厚生労働省　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2ttyyXsGI4V-2QBY
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=i3N10z30AJYN430ZY
・国内の発生状況について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wsNq0WMeO51mzZhY
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例、海外の状況、変異株、その他）を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-wMFo02EcOZ9kz9pY
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港・海港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=DfXzVbtyhhCLZcqfY

◇マスコミ報道　見出し
・新型コロナ アメリカの死者 50 万人超える
＜NHK　2021 年 2 月 23 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210223/k10012881301000.html
・「調査 5 カ国で『感染は自業自得』が突出して高い日本」
＜AERA dot.　2021 年 2 月 24 日＞　https://dot.asahi.com/wa/2021022200069.html
----
[対策・予防]
◇省庁発表
・新型コロナワクチンの副反応疑い報告について
＜厚生労働省　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_v8a3MEkDd0ygqRY
・新型コロナワクチンの接種実績
＜厚生労働省　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=C_POY3sMmD98wgOZY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Nc3LbYNKviizXf0nY
・「水際対策」について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I9vde5VcqD6lS_yxY
・「水際対策に係る新たな措置について」更新しました
＜厚生労働省　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=rVVT9RvSJrArxV4_Y
・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)：Health Center Real-time

＜厚生労働省　2021 年 2 月 25 日＞　information-sharing System on COVID-19
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00129.html
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 2 月 25 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=5ROajZXidtGSLOt3Y
・第 25 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和 3 年 2 月 24 日開催）の資料を掲載しました。
＜厚生労働省　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=3SUita3aTumqFNJPY

◇マスク

・コンビニ客、マスク 2 割せず　滞在も長く意識に差か
＜共同通信　2021 年 2 月 24 日＞　https://this.kiji.is/737093658933362688?c=39546741839462401
　新型コロナウイルスの流行下でも、コンビニ利用者の 2 割があごにかけるなどマスクを正しく着けていないか非着用な上、正しく着用している人より店内の滞在時間が 1 分ほど長いことが、日本レセプト学会（岡山市）の調査で分かった。
　理事長の大友達也就実短大教授（医療社会学）は「感染に注意し買い物も早く済ませる人と、無頓着な人に二極化しているのではないか。皆がマスクを着け、長時間の滞在はできるだけ避けてほしい。店側も遠慮なく対応を求めるべきだ」と話した。
　調査は愛知県西尾市、大阪府柏原市、岡山市北区、広島市安佐南区、福岡市南区で郊外の幹線道路沿いのコンビニ計 6 店舗で実施。

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・感染自体も予防、リスク８５％減　ファイザー製ワクチン―英
＜時事ドットコム　2021 年 2 月 23 日＞
https://www.jiji.com/jc/article?k=2021022300323&g=int
・コロナワクチン、重症化防ぐ効果　最大 94％リスク減、英北部調査
＜共同通信　2021 年 2 月 23 日＞　https://this.kiji.is/736681440291848192?c=39546741839462401
・ワクチン確保へ自国での製造強化の動き　日本の生産体制は
＜京都新聞　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/514174
・ワクチン、100 カ国超で未接種　生産国に偏在、日本に遅れ
＜共同通信　2021 年 2 月 23 日＞　https://this.kiji.is/736866410015424512?c=39546741839462401
・接種の情報管理で端末配布へ　国から自治体に 4 万台
＜共同通信　2021 年 2 月 23 日＞　https://www.47news.jp/news/5885490.html
---

・ワクチン３７・５度「不適当」　厚労省通知　基礎疾患ある要注意者は慎重接種
＜産経ニュース　2021 年 2 月 23 日＞　https://www.sankei.com/life/news/210223/lif2102230032-n1.html
　厚生労働省が新型コロナウイルスのワクチン接種の手引を改訂し、「接種不適当者」と「接種要注意者」を具体的に明示し、各都道府県などに通知したことが２３日、分かった。３７・５度以上の熱がある人は不適当者に該当し、接種は受けられないとした。基礎疾患のある人は要注意者とし、接種の適否を慎重に判断するよう求めた。
---＞ *末尾［付録］*

・コロナ自費検査の精度検証　厚労省、判定能力に疑い
＜共同通信　2021 年 2 月 23 日＞　https://www.47news.jp/news/5886008.html
https://this.kiji.is/736920486888833024?c=39546741839462401
　厚生労働省は 23 日までに、希望者が自費で受ける新型コロナの検査について、精度が十分かどうかを検証する方針を決めた。利用者が増える一方、検査を行う医療機関や民間企業の一部は能力が疑わしい可能性も指摘されており、PCR 検査

などを行う全国約２千カ所の施設に対して協力を要請する。
厚労省が昨年10月～今年１月に実施した先行調査によると、医師や保健所が必要と判断して地方衛生研究所などで実施する「行政検査」を主に扱う563施設では、陽性、陰性の判定正答率は96.4～99.8%だった。
一方、主に自費検査を扱うとみられる残る約1400施設は調査に参加せず、実態は不明。

◇大学等関係

・「寮に感染者」学生５人の宿泊拒否　福岡市のホテル、濃厚接触該当せず

＜西日本新聞　2021年２月24日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/d14aa1ab80526551cf256db066c4d94afb2ad456

福岡市内のホテルが２月上旬、新型コロナウイルスの感染者が１人確認された専門学校に通う学生５人の宿泊を拒否していたことが分かった。５人は感染者と同じ寮に住んでいたものの、保健所から濃厚接触者には該当しないと判断されていた。旅館業法では宿泊拒否が認められるのは「伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」とされており、厚生労働省は「今回のケースは同法に抵触する可能性がある」との見解を示す。

関係者によると、同校では寮生１人の感染が確認された翌日から寮を閉鎖し、行き場を失った別の寮生５人がこのホテルに宿泊。数日後、５人が延泊を申し入れたところ、ホテル側から新型コロナへの感染の可能性を理由に断られたという。５人はその後、実家や友人宅に身を寄せた。

保健所が感染者との接触歴などを調査した結果、５人はPCR検査の対象とはならず、自宅待機なども要請されていなかった。

厚労省は「旅館業法上、新型コロナに関連して宿泊を拒否できるのは検査で陽性になった人に限られる」と指摘。業界団体を通じて法律順守を求める通知を出しているが、同様の宿泊拒否問題に関する相談はこれまでに複数寄せられているという。

ホテル側は西日本新聞の取材に「他のお客さまもいらっしゃるので総合的に判断した。学校側と話し合い、納得されたと考えている」と話す。一方、学校関係者は「納得したわけではない。近くで感染者が出たということだけで宿泊を拒否するのはコロナ差別ではないのか」と批判している。　（泉修平）

ハンセン病事件をほうふつ

一般社団法人「ヒューマンライツふくおか」の古長美知子代表理事の話　2003年に熊本県・黒川温泉で起きたハンセン病元患者への宿泊拒否事件をほうふつとさせ、その教訓が全く生かされていない。新型コロナでは日々の感染者数ばかりが注目され、国や自治体が使う「感染者をゼロに」という言葉も恐怖心をあおっている。報道機関を含め、情報の発信の仕方を工夫する必要がある。

****

[3] 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第40号）

［官報］　令和３年２月25日　号外　第40号　1～30頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210225/20210225g00040/20210225g000400001f.html

○厚生労働省令第40号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十四条の二、第七十五条第五項、第七十六条第二項及び第三項、第八十四条第一項、第百十三条並びに第百十五条の二並びに作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条第四号、第十九条、第四十二条第二項、第四十四条第六項及び第五十条の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年２月25日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

様式第十一号から様式第十三号まで及び様式第十五号から様式第十八号までを次のように改める。

様式第11号（第66条の２関係）

労働安全衛生法による免許証　　―省略―

様式第12号（第66条の３関係）

（免許・免許証再交付・免許証書替・免許更新）申請書　　―省略―

様式第 12 号（第 66 条の３関係、第 67 条関係）（別紙）

所持免許申告欄　　―省略―

様式第 13 号（第 67 条の２関係）

免許取消申請書　　―省略―

様式第 15 号（第 75 条、第 80 条関係）

技能講習・運転実技講習受講申込書　　―省略―

様式第 16 号（第 76 条関係）

運転実技講習修了証　　―省略―

様式第 18 号（第 82 条関係）

技能講習［修了証・修了証書替・終了証明書］申込書　　―省略―

（労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部改正）

第二条　労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。 次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（登録事項） **第十六条**　法第八十四条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合にあつては、その氏名又は通称 二～四　（略）	（登録事項） **第十六条**　法第八十四条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 （新設） 一～三　（略）

様式第３号から様式第四号までを次のように改める。

様式第３号（第 17 条関係）

労働安全・労働衛生コンサルタント登録申請書　　―省略―

様式第３号の２（第 17 条関係）

労働安全・労働衛生コンサルタント登録証　　―省略―

様式第４号（第 18 条、第 18 条の２関係）

労働安全・労働衛生コンサルタント　登録事項変更等・登録証再交付　申請書　　―省略―

（作業環境測定法施行規則の一部改正）

第三条　作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。 次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（登録事項） **第六条**　（略） ２　旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合にあつては、前項の厚生労働省令で定める事項は、同項各号に定める事項のほか、その氏名又は通称とする。 （登録証の書換え） **第九条**　作業環境測定士は、法第七条第二号に掲げる事項又は第六条第二項に規定する旧姓を使用した氏名若しくは通称について変更が生じたときは、遅滞なく、作業環境測定士登録証書換申請書（様式第三号）に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、当該作	（登録事項） **第六条**　（略） （新設） （登録証の書換え） **第九条**　作業環境測定士は、法第七条第二号に掲げる事項又は第六条について変更が生じたときは、遅滞なく、作業環境測定士登録証書換申請書（様式第三号）に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、当該作業環境測定士の住所を管轄する都道府県労働局長（以

業環境測定士の住所を管轄する都道府県労働局長（以下この款において「所轄都道府県労働局長」という。）を経由して厚生労働大臣に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。	下この款において「所轄都道府県労働局長」という。）を経由して厚生労働大臣に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。
２　作業環境測定士は、法第七条第三号又は第六条第一項各号に掲げる事項について変更しようとするときは、作業環境測定士登録証書換申請書に登録証を添えて、所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。	２　作業環境測定士は、法第七条第三号又は第六条第一号に掲げる事項について変更しようとするときは、作業環境測定士登録証書換申請書に登録証を添えて、所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。
３　（略）	３　（略）
（登録の基準）	（登録の基準）
第五十四条　法第三十三条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。	**第五十四条**　法第三十三条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　作業環境測定機関になろうとする者が個人サンプリング法を行おうとする場合にあつては、第六条第一項第一号に定める事項について登録を受けている作業環境測定士が置かれること。	一　作業環境測定機関になろうとする者が個人サンプリング法を行おうとする場合にあつては、第六条第一号に定める事項について登録を受けている作業環境測定士が置かれること。
二～四　（略）	二～四　（略）
（作業環境測定の実施）	（作業環境測定の実施）
第六十一条　作業環境測定機関は、第三条第二項の規定により事業者の委託を受けて作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。	**第六十一条**　作業環境測定機関は、第三条第二項の規定により事業者の委託を受けて作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。
一　デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に実施させること。	一　デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に実施させること。
イ　個人サンプリング法　作業環境測定士のうち、第六条第一項第一号に規定する事項について登録を受けているもの	イ　個人サンプリング法　作業環境測定士のうち、第六条第一号に規定する事項について登録を受けているもの
ロ　（略）	ロ　（略）
二　（略）	二　（略）
附　則	**附　則**
（作業環境測定士の資格等に関する経過措置）	（作業環境測定士の資格等に関する経過措置）
第二条　令附則第三条の規定により作業環境測定士となる資格を有することとされた者については、法第七条第四号の労働省令で定める事項は、第六条第一項第二号の規定にかかわらず、その者が合格した第一種試験において選択した分析の技術に関する科目に応じた別表に掲げる作業場の種類とする。	**第二条**　令附則第三条の規定により作業環境測定士となる資格を有することとされた者については、法第七条第四号の労働省令で定める事項は、第六条第一号の規定にかかわらず、その者が合格した第一種試験において選択した分析の技術に関する科目に応じた別表に掲げる作業場の種類とする。
２　（略）	２　（略）
第三条　令附則第四条第一項の規定により作業環境測定士となる資格を有することとされた者に　ついては、法第七条第四号の労働省令で定める事項は、第六条第一項第二号の規定にかかわらず、その者が簡易測定機器以外の機器を用いて実施している作業環境測定に係る指定作業場の　種類に応じた別表に掲げる作業場の種類とする。	**第三条**　令附則第四条第一項の規定により作業環境測定士となる資格を有することとされた者に　ついては、法第七条第四号の労働省令で定める事項は、第六条第一号の規定にかかわらず、その者が簡易測定機器以外の機器を用いて実施している作業環境測定に係る指定作業場の　種類に応じた別表に掲げる作業場の種類とする。
２～５　（略）	２～５　（略）

様式第一号から様式第三号まで、様式第八号から様式第十号まで及び様式第十五号の二を次のように改める。
様式第１号（第７条関係）
作業環境測定士登録申請書　　―省略―
様式第２号（第８条関係）
作業環境測定士登録証　　―省略―
様式第３号（第９条、第 10 条関係）
作業環境測定士登録証　書替・再交付　申請書　　―省略―
様式第８号（第 26 条、第 69 条関係）
作業環境測定士登録証　講習・研修　受講申請書　　―省略―
様式第９号（第 27 条関係）
作業環境測定士講習終了証　　―省略―
様式第 10 号（第 28 条、第 69 条関係）
作業環境測定士登録証　講習・研修　終了証再交付申請書　　―省略―
様式第 15 号の２（第 51 条の６関係）
登録状況報告書　　―省略―
附　則
（施行期日）
第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中労働安全衛生規則様式第十五号から様式第十八号までの改正規定は、令和四年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条　この省令（前条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されて いる書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。　２この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
****
[4] <u>大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税に関する調査において、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについて仮決定しました</u>
＜経済産業省　2021 年２月 25 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210225001/20210225001.html?from=mj
経済産業省及び財務省は、令和２年６月 29 日より、大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税に関し、不当廉売関税の課税の可否に関する調査を実施してまいりました。調査の結果、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定するに至ったことから、本日付けで仮の決定をしました。今後は、仮の決定に対する利害関係者からの証拠の提出、意見の表明の機会を設けるとともに、WTO 協定に定められた国際ルール及び関係国内法令に基づいて引き続き調査を行います。
1. これまでの経緯
経済産業省及び財務省は、令和２年４月 30 日にカリ電解工業会（注 1）から「大韓民国産の炭酸カリウム（注 2）に対する不当廉売関税を課することを求める書面」が提出されたことを受け、同年６月 29 日から、当該不当廉売関税の課税の要否に関する両省合同の調査を実施してまいりました。
（注 1）塩化カリウムの電解事業を行う企業が加盟する業界団体。
（注 2）一般に白色の粉末であり、主な用途として、液晶パネル等のガラス類の原料、中華麺に添加するかんすいの原料として使用される。
2. 調査概要
調査において、利害関係者からの証拠の提出、意見の表明等の機会を設け、大韓民国の供給者等に対する客観的な証拠の収集等を行った結果、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定するに至ったことから、本日付けで仮の決定をしました。(本日付け告示)
3. 今後の予定
今後は、仮の決定に対する利害関係者からの証拠の提出、意見の表明の機会を設けるとともに、WTO 協定に定められた国際ルール及び関係国内法令に基づいて引き続き調査を行います。これらを踏まえ、不当廉売された貨物の輸入の事実及び

当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無についての認定を行った上で、不当廉売関税の課税の要否を政府として判断することとなります。
なお、調査の経緯等の詳細は中間報告書を御参照ください。
（資料2）中間報告書
https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210225001/20210225001-2.pdf
---

◇大韓民国産炭酸カリウムについて関税定率法第八条第八項及び第九項に規定する事実を推定することを決定した件（財務省告示第45号）

［官報］ 令和3年2月25日　本紙　第439号　7頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210225/20210225h00439/20210225h004390007f.html

○財務省告示第45号

大韓民国産炭酸カリウムに対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（令和二年六月二十九日財務省告示第百五十六号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査において、大韓民国を原産地とする炭酸カリウムについて、同条第八項及び第九項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定がされたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十三条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年2月25日　　財務大臣　　麻生　太郎

一　調査の対象となる貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴
（一）　ロ叩名　炭酸カリウム（炭酸二カリウム）
（二）　銘柄及び型式　商品の名称及び分類についての統匚ンステム（ＨＳ）の品目表第二八三六・四〇号に分類される。
（三）　特徴　一般に白色の粉末又は無色の液体であり、主として、液晶パネルをはじめとするガラス類の原料、中華麺に添加するかんすいの原料、洗剤の原料等として使用される。
二　調査対象貨物の供給者及び供給国
（一）　調査当局が知り得た供給者　UNID Co.,Ltd（以下（UNID)」という。）
（二）　供給国　大韓民国（以下「韓国」という。）
三　調査の対象となる期間
（一）　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項　平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日まで
（二）　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項
平成二十九年一月一日から令和元年十二月三十一日まで
四　調査により判明した事実及びこれにより得られた結論
（一）　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実
不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。
イ　供給者
調査当局が知り得た韓国の供給者に対して質問状等を送付したところ、ＵＮＩＤから、本邦への輸出の実績がある旨及び調査に協力する旨の回答の提出があった。その他の供給者については特定されなかった。
ロ　正常価格
正常価格の算出に当たりＵＮＩＤから提出された証拠等及び現地調査の結果を踏まえ、質問状等に対する回答を正常価格の算出に用いることとした。
ハ　輸出価格
輸出価格の算出に当たりＵＮＩＤから提出された証拠等及び現地調査の結果を踏まえ、質問状等に対する回答等を輸出価格の算出に用いることとした。

ニ　不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果ＵＮＩＤを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、三十三・二九パーセントであった。その他の者を供給者とするものであって韓国を原産地とするものにあっては、知ることができた事実に基づいてＵＮＩＤの不当廉売差額率に基づき判断した結果、三十三・二九パーセントであると認められた。

ホ　結論

以上から、韓国を原産地とする不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実が推定された。

（二）　不当廉売された調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

不当廉売された調査対象貨物は、調査対象期間において、輸入量を増加させた一方、本邦において生産された同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）は、販売量を減少させた。また、不当廉売された調査対象貨物は、本邦において生産された同種の貨物との代替性を有しており、取引において価格が重視される中、本邦産同種の貨物の国内取引価格を下回る価格で輸入され、販売された。本邦の産業については、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、販売価格の引上げの抑制及び引下げを余儀なくされ、製造原価の増加に見合った価格設定ができず、利潤の大幅な低下がもたらされたほか、その他の指標も悪化した。以上から、不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと推定された。

五　その他参考となるべき事項

（一）　調査により判明した事実に係る不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第十条第二項の規定による証拠の提出又は令第十二条の二第二項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限

イ　証拠の提出についての期限　令和三年三月十一日

ロ　意見の表明についての期限　令和三年三月十一日

（二）　上記(一)により提出された証拠又は表明された意見に対する令第十条第二項の規定による証拠の提出又は令第十二条の二第二項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限

イ　証拠の提出についての期限　令和三年三月二十五日

ロ　意見の表明についての期限　令和三年三月二十五日

（三）　証拠の提出又は意見の表明の宛先　東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室

（四）　本調査は日本語で実施することから、証拠の提出又は意見の表明は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらに添付する資料の原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

（五）　不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定の基礎となった事実の詳細を記載した報告書は、財務省及び経済産業省並びに当該各省のホームページで入手することができる。

****

[5] 化学物質管理の IPCC にあたる科学と政策をつなぐ新たな国際組織が必要ではないか
～複雑な組織の限界を超える政策のための支援が重要～

＜国立環境研究所(NIES)　2021 年 2 月 19 日＞　http://www.nies.go.jp/whatsnew/20210218/20210218.html

国立環境研究所環境リスク・健康研究センターの鈴木規之とスイス連邦工科大学、ヨーテボリ大学、トロント大学、ボストン大学、マサリク大学 RECETOX などによる研究チームは、現在の国際的な化学物質管理の体制について分析を行いました。既存の取り組みの所掌範囲、俯瞰的検討の有無、科学と政策のコミュニケーション、広範な専門性の確保などについて自然科学的および社会科学的検討を行いました。その結果、複雑な複数の組織が担う現在の体制を超えて、例えば気候変動対策における IPCC に相当する科学と政策をつなぐ新たな組織が必要であるとの結論を得ました。この結論は、近日に予定されている国連環境総会で提起されている科学と政策をつなぐ必要性の認識とも合致するもので、これを実現することによって全く新たな化学物質と廃棄物の国際的な管理が可能となると期待されます。

本研究の成果は、2021 年２月 19 日（米国東部時間２月 18 日付）に学術誌「Science」に掲載されます。

１．研究の背景

世界の化学物質の売上高は 5.6 兆円を超え、2030 年には２倍になると見込まれている。この結果、海洋に流入するプラ

スチックの量は2025年には1-2.5億トンに達するとされる。12の化学物質による世界の疾病負荷は年間130万人の死亡に相当すると推定されているが、12物質は世界で使用される10万物質以上とされる化学物質のごく一部に過ぎない。化学物質はこのほか、オゾン層破壊、気候変動、生態系の劣化にも影響するとされている。

これまでに、例えばUNEP（国連環境計画）による世界化学物質の概観（Global Chemicals Outlook II）が存在する課題を挙げている。しかし、最新の科学的知見と政策の連携はなお不十分であることが主要なギャップと認識されている。

２．研究の方法と分析

本研究では、化学物質と廃棄物に関する既存の取り組みにまず着目した。ウィーン条約とモントリオール議定書、バーゼル条約、ストックホルム条約などの多国間条約、また、国連環境計画（UNEP）、世界保健機関（WHO）、国際連合食糧農業機関（FAO）などにおける科学と政策に関する取り組みをレビューした。その結果、(1)既存の取り組みの所掌範囲の課題、(2)包括的考察の欠落、(3)科学と政策の間の双方向コミュニケーションの不足、(4)広範囲の科学の知見の不足、の４つの主要なギャップがあると分析した。(1)は例示した既存の国際的な取り組みが、それぞれの所掌の範囲に限定されていて化学物質全体の中での取り組みが分断されており全体をとらえきれていないという課題である。(2)は新たな問題を包括的に考察し予測する科学的取り組みが不足しているという課題である。(3)は純粋な科学研究と政策課題との対話が不足しており、両者の連携が弱いという課題である。(4)は科学の参加が限定的であるため、広範囲の科学を政策につなげることが難しいという課題である。この４つのギャップに対して、既存の枠組みの改良のみによって取り組むことは効率的ではないと考えられた。

３．今後の展望

新たな科学と政策をつなぐ枠組みを考えるにあたり、以下の４点が重要であると認識された。すなわち、(1)政府間の枠組みとして構築されること、(2)明確な定義と役割を持ち、厳格な利益相反基準を設定すること、(3)バランスの取れた広範な科学者が参加すること、(4)政策決定者、科学者、ステークホルダーおよび市民とのコミュニケーションを進めること、の４点である。これらはIPCC（気候変動に関する政府間パネル）あるいはIPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）ではほぼ実現されているものであり、化学物質と廃棄物の課題についても参考となると考えられる。

４．発表論文

【タイトル】We need a global science-policy body on chemicals and waste - Major gaps in current efforts limit policy responses -

【著者】Zhanyun Wang, Rolf Altenburger, Thomas Backhaus, Adrian Covaci, Miriam L. Diamond, Joan O. Grimalt, Rainer Lohmann, Andreas Schäffer, Martin Scheringer, Henrik Selin, Anna Soehl, Noriyuki Suzuki

【雑誌】Science

【DOI】10.1126/science.abe9090

****

[6] ***健康安全***

◇不安高まる若者の「**望まない孤独**」…過去最多の自殺、コロナ禍で政府が対策強化

＜読売新聞　2021年2月24日＞　https://www.yomiuri.co.jp/politics/20210224-OYT1T50049/

政府が３月末の決定を目指す「子供・若者育成支援推進大綱」の改定案が明らかになった。新型コロナウイルス感染拡大の長期化を踏まえ、孤独や孤立問題への対応を強化する方針を明記した。増加する自殺についても「最重要課題」と位置づけた。政府は、改定する大綱に基づき、関係省庁間での連携を密にし、対策を急ぐ考えだ。

改定案では、新型コロナを受けて、「多くの子ども・若者は不安を高め、『望まない孤独』の問題が顕在化している」と指摘した。子どもや若者の自殺に関しては、「コロナ禍の影響も懸念され、極めて重大な問題」とし、対応が急務だとした。

具体的な対策としては、ＳＮＳなどを活用した相談体制の充実やＳＯＳの出し方に関する教育の推進、孤立を防ぐための居場所づくりなどを盛り込んだ。

文部科学省によると、昨年１年間に自殺した小中高校生は４７９人で、前年の３３９人から１４０人増えて過去最多だった。自殺の原因は、「学業不振」や「その他進路に関する悩み」、「親子関係の不和」などが多かった。

厚生労働省の「自殺対策白書」（２０２０年版）では、１５～３９歳の死因の１位が自殺だと報告している。

****

[7] ***農薬***

◇農薬「マンジプロパミド」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2021 年 2 月 16 日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20201019126

◇農薬「キャプタン」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2021 年 2 月 16 日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20201111139

◇農薬「プロシミドン」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2021 年 2 月 16 日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20201111142

◇農薬「メタミホップ」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2021 年 2 月 16 日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20201111143

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。
＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021 年 2 月 15 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/index.htm
****

[8] ***食品安全衛生関係***

◇食品安全情報（化学物質）　No.04（2021.02.17）を掲載しました。
＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2021 年 2 月 17 日＞
http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202104c.pdf
食品の安全性に関する国際機関や各国公的機関等の最新情報が紹介されている。
****

[9] ***温暖化対策関係***

◇令和３年度の「家庭部門の CO2 排出実態統計調査」に向けた調査協力依頼の実施について
＜環境省　2021 年 2 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/109196.html

環境省では、家庭からの CO2 排出実態やエネルギー消費実態等の詳細な基礎データの把握を目的に、平成 29 年度より統計法に基づく政府の一般統計調査として「家庭部門の CO2 排出実態統計調査」を実施しています。

令和３年度実施予定の調査（令和３年４月から令和４年３月まで）の対象世帯は、全国 10 地方の 13,000 世帯（住民基本台帳からの無作為抽出による調査員調査と民間事業者保有の調査モニターから抽出したインターネットモニター調査）であり、３月以降、対象の世帯に調査への御協力について依頼を実施します。

なお、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（都道府県独自の宣言を含む）が発出されている地域の世帯においては、当該宣言解除後に依頼を実施します。

１．調査の目的等について

環境省では、家庭部門の詳細な CO2 排出実態等を把握し、地球温暖化対策の企画・立案に資する基礎資料を得ることを目的に、毎年度、統計法に基づく一般統計調査として、「家庭部門の CO2 排出実態統計調査」を実施しています。

今般、令和３年度に実施予定の調査に向けた調査協力について対象世帯の皆様に依頼を実施することとなりました。

２．調査の概要について

（１）調査の名称：家庭部門の CO2 排出実態統計調査
（２）調査方法：住民基本台帳からの無作為抽出による調査員調査と、民間事業者保有の調査モニターから抽出したインターネットモニター調査（以下「IM 調査」）の２つの方法による調査
（３）対象世帯の選定方法
　調査員調査：全国の市区町村から 325 地点を抽出し、対象市区町村の住民基本台帳より無作為に抽出
　IM 調査：委託事業者に登録されている調査モニターより有意抽出
（４）委託事業者：株式会社インテージ及び株式会社インテージリサーチ
（５）調査期間：令和３年４月～令和４年３月（調査協力依頼：令和３年３月以降 ）

（６）調査対象：全国 10 地方の店舗併用住宅等を除く世帯
（７）調査対象世帯数：13,000 世帯（調査員調査：6,500 世帯、IM 調査：6,500 世帯）
（８）調査項目：

調査項目	主な調査内容
① 月別の CO2 排出量を把握するためのエネルギー使用量等について	電気、ガス、灯油、自動車用燃料
② 太陽光発電について	月別の発電量、売却量、太陽電池の総容量
③ 世帯について	世帯員、平日昼間の在宅者、世帯年収
④ 住宅について	建て方、建築時期、所有関係、延床面積、居室数、二重サッシ・複層ガラスの有無
⑤ 家電製品等について	テレビ・冷蔵庫・エアコン・照明等の使用状況、家電製品に関する省エネ行動、使用場所毎の照明種類、照明に関する省エネ行動
⑥ 給湯について	給湯器の種類、冬と夏の入浴状況、入浴やお湯の使用に関わる省エネ行動の実施状況
⑦ コンロ・調理について	コンロの種類、用意する食事の数、調理に関する省エネ行動
⑧ 車両について	自動車等の使用状況、燃料の種類、排気量、実燃費、使用頻度、年間走行距離、自動車に関する省エネ行動
⑨ 暖房機器について	保有状況、使用状況

３．調査の詳細について
家庭 CO2 統計の調査の詳細及び過去に実施した調査の結果は、以下の HP で公表しております。
http://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/kateiCO2tokei.html
※なお、収集した調査票情報は、統計法に基づき厳正に管理するとともに、結果の公表時には個人を特定できないよう処理を施した上、集計表を作成・公表します。
****

[10] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和２年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）の３次公募について
＜環境省　2021 年 2 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/109188.html
---

◇令和３年度資源循環に関する情報プラットフォーム実証事業の公募について
＜環境省　2021 年 2 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/109180.html
---

◇「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」の認定申請等の開始をお知らせします
＜経済産業省　2021 年 2 月 24 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210224001/20210224001.html?from=mj
---

◇「国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件（案）」に対する御意見の募集（パブリックコメント）について　　2月16日～3月18日
＜環境省　2021年2月16日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195200100&Mode=0

◇ペンディメタリンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について
　　2月17日～3月18日
＜内閣府食品安全委員会　2021年2月17日＞　http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc4_no_pendimethalin_030217.html
****

[11] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・食品安全委員会（第８０６回）の開催について　　3月2日、web上
＜内閣府　2021年2月25日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai806.html
（1）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
・「JPAo004株を利用して生産されたキシラナーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
・「JPAo005株を利用して生産されたキシラナーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
・「JPBL004株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
・「JPBL005株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（2）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について
・「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針(案)」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（3）薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について
・「家畜に使用する亜鉛バシトラシンに係る薬剤耐性菌」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（4）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
・動物用医薬品「イソオイゲノール」に係る食品健康影響評価について
・動物用医薬品「トリメトプリム」に係る食品健康影響評価について
・飼料添加物「カンタキサンチン」に係る食品健康影響評価について
・動物用医薬品・飼料添加物「モランテル・ピランテル」に係る食品 健康影響評価について
（5）令和２年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果（案）及び令和３年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題（案）について
（6）令和３年度食品安全確保総合調査課題（案）について
（7）企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況について
（8）その他

・食品安全委員会 農薬第五専門調査会（第７回）の開催について　　３月４日、Web会議 、非公開
＜内閣府　2021年2月25日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai5_senmon_7.html
（1）農薬 （プロパルギット）の食品健康影響評価について
（2）その他

・食品安全委員会 アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループ（第15回）の開催について
　　3月4日 、Web会議 、非公開
＜内閣府　2021年2月25日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_allergen_annai_15.html
（1）アレルゲンを含む食品に関する食品健康影響評価について
（2)その他

・食品安全委員会 微生物・ウイルス専門調査会（第８０回）の開催について　　３月８日 、Web会議
＜内閣府　2021年2月25日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/biseibutu_virus/annai/biseibutu-virus_annai_80.html
（1）カンピロバクターのリスクプロファイルについて
（2）その他

・食品安全委員会　薬剤耐性菌に関するワーキンググループ（第３１回）の開催について

３月８日 、Web 会議
＜内閣府　2021 年 2 月 25 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_amr_annai_31.html
（１）家畜に使用するスルフォンアミド系合成抗菌剤に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価について
（２）家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針改訂の検討について
（３）その他
・第 52 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和 2 年度第 12 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（ペーパーレス、Web 会議）の開催について　　２月 26 日
＜厚生労働省　2021 年 2 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16955.html
（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について
（２）新型コロナワクチンの先行接種者健康調査について
（３）その他
・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（オンライン会議）の開催について
3 月 11 日
＜厚生労働省　2021 年 2 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16923.html
(1)食品中の残留農薬等に係る基準の設定について
(2)その他
・薬事・食品衛生審議会(食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会)　　3 月 11 日
＜厚生労働省　2021 年 2 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127891.html
１ 食品中の残留農薬等に係る基準の設定について
２ その他
・医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議ワーキンググループ（第２回）議事概要　　2 月 9 日
＜厚生労働省　2021 年 2 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=9w8LqeT9hfLPGIJlY
・安定確保医薬品リスト及びカテゴリ分け（案）について
・今後の進め方について
・その他
・第 1 回食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会の開催について　　3 月 4 日
＜消費者庁　2021 年 2 月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023198/
(1)食品添加物の不使用表示に関するガイドライン策定に向けた検討
(2)その他
・産業構造審議会保安・消費生活用品安全分科会火薬小委員会第 8 回火工品検討ワーキンググループ
2 月 26 日
＜経済産業省　2021 年 2 月 24 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/37845
1.針なし注射器用アクチュエーターに用いる点火具及びガス発生器の適用除外について
2.その他
・第 16 回 産業構造審議会 製造産業分科会 化学物質政策小委員会 フロン類等対策ワーキンググループ
3 月 3 日 、オンライン
＜経済産業省　2021 年 2 月 24 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/37948
1.「フロン類使用合理化計画」の取組状況等について
2.プレチャージ輸入品に関する調査結果について
3.2019 年における産業界の自主行動計画の取組状況について
4.オゾン層保護法に基づく 2020 年の割当て運用結果等について
5.目標年となる指定製品の達成状況について
6.新たな指定製品の目標値及び目標年度の設定等について
7.その他
・産業構造審議会製品安全小委員会及び消費経済審議会製品安全部会　合同開催　　3 月 1 日
＜経済産業省　2021 年 2 月 24 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/37926

（1）2020 年の製品安全関連法の執行状況等
（2）2020 年の製品事故の発生状況及び課題
（3）製品事故の概況／社会構造の変化・技術革新を踏まえた製品安全のあり方
（4）製品安全文化の醸成
（5）行政手続きのオンライン化等
（6）規制の見直し事項
・産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ（第 26 回）　　3 月 3 日、オンライン
＜経済産業省　2021 年 2 月 25 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/37905
1. 的山大島風力発電所のブレード折損事故に関する報告について
2. ユーラス西目ウインドファームの風車火災事故に関する報告について
3. 東伯風力発電所事故のその後の状況について

[開催記録、報告、資料等]
・令和２年度第１回化学物質のリスク評価検討会（遺伝毒性評価ワーキンググループ）資料　　2 月 25 日
＜厚生労働省　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=XaWjBesi1kDbNZDPY
1.変異原性試験（Ames 試験）及び Bhas42 細胞を用いた形質転換試験の結果の評価について
2.その他
・薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会令和２年度第２回安全技術調査会資料　　2 月 8 日
＜厚生労働省　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=ZZ2bPdMa7njjDan3Y
１．新型コロナウイルス感染症に係る安全対策について
２．その他
・薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会 令和２年度第２回安全技術調査会（持ち回り）の開催について
　　２月８日
＜厚生労働省　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=H-fhR6lglAKZd9CNY
１．　新型コロナウイルス感染症に係る安全対策について
２．　その他
・薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会令和２年度第５回運営委員会資料　　２月 24 日
＜厚生労働省　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ysti2WsWM5Vux1BY
１．委員長の選出及び委員長代理の指名について
２．感染症定期報告について
３．血液製剤に関する感染症報告事例等について
４．献血血液等の研究開発等への使用に関する報告について
５．人免疫グロブリン製剤の輸出等について
６．各調査会の審議結果について
７．その他
・中央鉱山保安協議会　議事録　　1 月 26 日
＜経済産業省　2021 年 2 月 17 日＞　https://www.meti.go.jp/shingikai/hoankyogikai/031.html
[審議事項]
　1.粉じん規制制度の見直し
　2.鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令、同技術指針の見直し
　[報告事項]
　3.眼の水晶体に係る放射線防護規則の見直し
　4.第 13 次鉱業労働災害防止計画の実施状況
　5.「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（第 5 次基本方針)」に係る取組

6. 休廃止鉱山インフラのレジリエンス強化の状況
7. 石炭じん肺訴訟の現状
8. 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた鉱山保安分野での取組
9. 令和３年度鉱山保安関係予算案

・デジタル教科書導入 24 年度目標　文科省の有識者会議　　3 月 22 日
＜共同通信　2021 年 2 月 22 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/feab1bb27b8634da782076c4751cf15524723e1b
****

[12] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・宮崎県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内 35、36 例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/109248.html
・宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例に係る野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/109245.html
・新潟県における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出（野鳥国内 48 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2021 年 2 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/109238.html
・宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 51 例目）について
＜環境省　2021 年 2 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/109258.html
・栃木県における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出（野鳥国内 52 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について（群馬県実施分）
＜環境省　2021 年 2 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/109257.html
・栃木県における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出（野鳥国内 52 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について（埼玉県実施分）
＜環境省　2021 年 2 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/109256.html
・宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内 51 例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の 持ち回り開催について
＜農林水産省　2021 年 2 月 25 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210225.html
****

[付録]

◇ワクチン３７・５度「不適当」　厚労省通知　基礎疾患ある要注意者は慎重接種　　*上記［2］関係*

＜産経ニュース　2021 年 2 月 23 日＞　https://www.sankei.com/life/news/210223/lif2102230032-n1.html

厚生労働省が新型コロナウイルスのワクチン接種の手引を改訂し、「接種不適当者」と「接種要注意者」を具体的に明示し、各都道府県などに通知したことが２３日、分かった。３７・５度以上の熱がある人は不適当者に該当し、接種は受けられないとした。基礎疾患のある人は要注意者とし、接種の適否を慎重に判断するよう求めた。

手引は国、都道府県、市町村が協力して円滑な接種が実施できるよう、役割分担などを示したもので、通知は１６日付で行った。

接種が不適当な人について「当日は接種を行わず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示すること」と明記した。

具体的には、３７・５度以上の発熱がある人のほか、重篤な急性疾患にかかっている人▽新型コロナワクチンの接種液の成分によって急激なアレルギー反応が出る「アナフィラキシー」の症状を呈したことがある人▽海外で接種後に帰国するなど新型コロナに関するほかの予防接種を受けたことがある人ーなどを挙げた。

また、要注意者として、心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、発育障害など基礎疾患のある人▽予防接種後２日以内に発熱のみられた人や全身性の発疹などアレルギーを疑う症状を呈したことがある人▽けいれんの既往のある人▽免疫不全の診断がされている人や近親者に先天性免疫不全症の人がいる人ーなどを列挙。

その上で「健康状態と体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること」とした。

慢性の心臓病や腎臓病、肝臓病などの基礎疾患がある人は重症化リスクが高いため、接種の優先対象となっており、それだけ接種が必要な人と位置付けることができる。ただ、副反応などを考慮すると、基礎疾患がある人にはきめ細かい対応は必要で、疾患の状況が悪化している場合などは「接種の延期を含め、特に慎重に予防接種の適否を判断する必要がある」とも明記した。

不適当者、要注意者に該当するかどうかは、接種する医療機関や施設で医師が予診の際に判断する。

・どんな病気が「基礎疾患」？　優先接種の「基礎疾患」って？

＜産経ニュース　2021 年 2 月 18 日＞

https://www.iza.ne.jp/kiji/life/photos/210218/lif21021821500055-p1.html?utm_source=yahoo%20news%20feed&utm_medium=referral&utm_campaign=related_link

https://www.iza.ne.jp/kiji/life/news/210218/lif21021821500055-n1.html

国内の新型コロナウイルスのワクチン接種は、主に医療従事者▽６５歳以上の高齢者▽高齢者以外で基礎疾患のある人▽高齢者施設などの従事者▽６４～６０歳▽一般の人ーの順に対象が広がる見込みだ。私の持病は「基礎疾患」かー。国は対象を約８２０万人と見積もるが、定義が分かりにくいとの声もある。

厚生労働省は基礎疾患として、慢性の呼吸器の病気や心臓病（高血圧を含む）、腎臓病などを挙げる。血液の病気や免疫機能が低下する病気にも言及しているが、いずれも通院・入院中が条件となる。

近畿大医学部の宮沢正顯教授（ウイルス感染免疫学）は「基本的にこれらの疾患は重症化リスクが高いとされる。ワクチンを早期に接種する必要がある」と話す。

ただ掲げられた基礎疾患の分類を見ても、具体的な病名や状況がイメージしにくいものもある。

「慢性の呼吸器の病気」とは何か。厚労省に尋ねると、担当者は肺の機能が低下する慢性閉塞（へいそく）性肺疾患（ＣＯＰＤ）や慢性の気管支炎などを例示。「慢性の心臓病」は、心不全や心臓弁膜症などを想定しているという。年齢とともに患者が増加傾向にある高血圧症については、「通院していれば広く対象になる」との見通しを示した。

********** 以上 **********